

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和7年1月28日（火）
午前10時開会、午後0時4分閉会
場 所 第2委員会室

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 教育委員会関係
 - (2) 保健福祉部関係
 - (3) こども未来部関係
 - (4) その他
 - 4 閉 会
-

出席委員（8名）

委員長 矢口 勝雄
副委員長 田中 義法
委 員 吉田 千鶴子
委 員 鈴木 一彦
委 員 勝田 達也
委 員 福田 勝夫
委 員 平岡 房子
委 員 根本 法子

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（11名）

保健福祉部長	羽生 元幸
社会福祉課長	坂本 英宣
高齢福祉課長	刈山 和幸

健康増進課長	佐藤 千加子
こども未来部長	真家 達成
こども政策課長	中川 光美
教育長	入野 浩美
教育部長	加藤 史子
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	小池 政幸
生涯学習課長	矢内 良則

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○矢口委員長 委員会を開会いたします。本日は全員出席です。それでは、説明に入ります。説明の順番は教育委員会、保健福祉部、こども未来部となります。まず、教育委員会の案件について、協議を行います。資料は、文教厚生委員会、令和7年、1月28日開催、教育委員会をお願いいたします。早速、議案関係に入ります。土浦市立学校給食センター管理運営事業の補正予算案について、執行部より説明願います。

○小池学校給食センター所長 資料①の準備をお願いいたします。土浦市立学校給食センター管理運営事業の補正予算案について、説明いたします。まず、1、補正の理由でございます。本市では、子育て世帯への支援拡充と物価高騰に伴う経済的負担の軽減を図るために、土浦市立小中学校及び義務教育学校に通う児童生徒の学校給食費を令和6年度についても無償としておりますが、この度、その費用の一部に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用が見込めることから、国庫交付金を増額計上し、財源の更正を行うものでございます。2の補正予算額でございます。歳入、16款国庫支出金、4項国庫交付金、7目教育費国庫交付金、4節保健体育費交付金を8,790万8,000円増額いたします。金額につきましては、本市への交付限度額2億5,876万8,000円を2つの事業で割り振ったものでございます。なお、今回は財源更正のみのため、歳出の補正はございません。土浦市立学校給食センター管

理運営事業の補正予算案についての説明は以上となりますが、補正予算につきましては、このほかに人事院勧告に伴う人件費の補正がございます。こちらにつきましては、教育委員会、保健福祉部、こども未来部ともに、本委員会において議案書に基づき各担当課から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○矢口委員長 この件に関しまして、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。
(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 今回、この交付金の活用ができて本当に良かったなと思うところですが、この交付金はあくまでも今年度のこの物価高騰対応重点支援を目的とした地方創生臨時交付金であって、今回限りですよ。

○小池学校給食センター所長 とりあえず、令和6年度ということですが、令和5年度にも同じようでありまして、7年度以降継続かということはまた今後の話になるかと思えます。

○吉田(千)委員 この補正予算ですけれども、どういったことに充てられるのか。物価高騰ということですから、材料費、そういったところに使われるのかなというふうに考えますが、その辺が分かれば教えていただければというふうに思います。

○小池学校給食センター所長 今回のこの臨時交付金ですが、低所得者への対応ということで、この後多分、社会福祉課のほうでも同じようにあると思えますが、そのほかに物価高騰による生活者支援というようなことで推奨メニューというものがいくつか国から示されておりまして、その中で学校給食費の保護者負担軽減というメニューがございます。その中で土浦市の場合は無償化ということで、保護者の負担軽減を図っており、そこに充てるということになっております。給食費はそもそも食材費を保護者の方に負担していただきますので、このお金がどこに当たっているかということになると、賄材料費の経費の一部に当たるということになります。

○矢口委員長 ほかはよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 つぎに、報告関係に入ります。専決処分の報告(公用車の取扱いに係る物損事故の和解)について、執行部より説明願います。

○塚本学務課長 サイドブックス資料②をお願いいたします。専決処分の報告、公用車の取扱いに係る物損事故の和解について、御報告をさせていただきます。1の事故発生の日時及び2の事故発生の方所でございますが、令和6年12月18日水曜日午後3時10分頃、水戸市笠原町の茨城県開発公社ビルで開催されましたGIGAスクール端末の展示会から市職員が帰庁する際、当該敷地内において発生いたしました。4の事故の概要でございますが、展示会に参加した市職員が公用車の運転席側後方のドアを開けた際、隣に駐車しておりました相手方車両に接触し、車両の一部に損傷を

与えたものでございます。資料2ページをお願いいたします。事故発生場所及び相手方の車両損傷写真を掲載しております。損傷箇所は、写真の赤丸の部分でございます。1ページへお戻り願います。5の和解の概要でございますが、過失割合は土浦市が100%であるため、市が加入している保険より相手方に対しまして車両修繕代としまして総額7万8,444円を支払い、1月9日に和解となっております。再発防止策としまして、職員に対して改めて交通安全に対する意識付けを徹底するとともに、公用車の運行日誌に車両前後の安全確認を表示しまして、日頃から公用車の運行時及び運行前後の安全に対する注意喚起を行うことで、より一層の安全運転の意識向上を図ってまいります。

○矢口委員長 ただ今の件に関して質問等ございますか。

○吉田(千)委員 ドアの損傷ということですが、この日は風がすごかった日ですか。風が吹いていたために、そのドアがということでしょうか。

○塚本学務課長 若干風はあったと報告を受けておりますが、そればかりではなくて、職員の不注意によるということでも最終的な報告を受けてございます。

○吉田(千)委員 こういうことが起きない対策もとられてるということですので、無事故でお願いをしたいなというふうに思います。

○矢口委員長 ほかはいかがですか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 つぎに、その他に入ります。補助金の廃止検討を提言された事業の対応(ミュージックフェス土浦)について、執行部より説明願います。

○矢内生涯学習課長 補助金の廃止検討を提言された事業(ミュージックフェス土浦)の対応につきまして、説明させていただきます。資料の③を御覧ください。市の補助金につきましては、これまでも全庁的な見直しが行われておりますが、今年度で開催されました土浦市補助金等検討委員会において、ミュージックフェス土浦を含む7件の補助金は廃止を検討との判定になったところでございます。このミュージックフェス土浦につきましては、12月議会において田中副委員長からも一般質問をいただき、答弁をさせていただいておりますが、改めて検証の経緯や今後の対応について、説明させていただきます。1の事業概要についてですが、ミュージックフェス土浦は土浦市小中学校PTA連絡協議会、いわゆる市P連の主催事業であります。平成4年度から世界名曲鑑賞の集いとして開催されまして、プロの音楽家の本格的な演奏に触れ、音楽に親しむ機会を提供してございましたが、その後、児童生徒も参加するイベントとして変化しまして、平成30年度からはミュージックフェス土浦に名称が改められました。事業の目的や内容、実績等につきましては、記載のとおりでございます。説明は割愛させていただきます。つづいて、2番の事業の検証について、4行目を御覧

ください。本市では、平成4年度以降、ミュージックフェス土浦の事業費に対しまして補助金を交付しておりましたが、今年度の補助金検討委員会において、発表の機会のほかにもあり、限られた児童生徒の出演になっているなどの理由から廃止を検討との判定になりました。市といたしまして補助金検討のあり方を検討し、市P連との協議を行った結果、令和6年度をもって補助金を廃止することといたしましたものでございます。検証の経過につきましては、9月30日の補助金等検討委員会からの廃止を検討との提言に基づきまして、10月10日にPTA連絡協議会の会長、また、ミュージックフェス土浦の実行委員長等と話し合いを行いました。検討委員会の判定結果を報告をするとともに、今後の見通しや対応などについての話し合いを行いました。市P連の来年度の事業計画のためにも、補助金の有無については早めに結論を出したいというところでしたが、この10月10日というのはミュージックフェスの本番を目前に控えた日であったため、細かいところまでの話し合いを設けずに、開催後に役員等に相談してから再度協議を行うことといたしました。11月6日に協議を行った結果、市P連の会長の方から今後の方向性として、補助金に頼らずより多くの児童生徒が参加できて経費負担を軽減した新たな事業への転換を検討していくとの意向が示されたところでございます。11月21日には、役員や各校のPTAとの間で補助金の廃止を受け入れる結論が出たところでございます。3番の今後の対応につきましては、今年度をもって補助金は廃止ということといたしますが、子供たちの健やかな成長のためにはPTAが担う役割はとて大きく、PTAと行政の連携は重要でありますことから、市といたしましては財政的な支援には限らない形で引き続きPTAの活動を後押ししてまいりたいと考えております。なお、補助金の交付要綱につきましては、今年度末をもって廃止する手続を進めてまいります。

○矢口委員長 ただいまの件について、質問等ございますでしょうか。

○勝田委員 元々このミュージックフェス土浦は名曲鑑賞の集いという名前でやっていたと思うのですが、何度も名曲鑑賞の集いも補助金をやめるというようなことが議題にずっと確か挙がっていた記憶があります。そこで、ミュージックフェス土浦という名前に変えて、しばらく続けていたような気がするのですが、補助金の額は平成4年度からずっとこの金額だったか分かりますか。

○矢内生涯学習課長 補助金額ですが、当初は70万3,000円からスタートとなっていて、平成27年度に69万円、平成29年度に65万円、平成30年度にもこの補助金検討委員会というのがありまして、その時にもやはり見直しという判定が出て、そこから令和元年度から45万円に予算が減りまして、今に至っているところでございます。

○勝田委員 名曲鑑賞の集いで名曲を披露してくださるプロの方に対して当初の予

算でお呼びしていたものが、私の記憶だと削減されたものですから、もうこの金額ではプロは呼べないということで、私の時は自衛隊に頼んだり、県警の音楽隊とか、これは実質的には出演料0ですから。そういったことで工夫をしながらやってきたんだなというのを今振り返らせていただきました。補助金の廃止に関してはPTAが受け入れてますから、それはそれで私はよろしいかなと思いますけども、このミュージックフェスも平成4年からですが、補助金の額に応じてPTAのほうでもかなり苦労しながら展開してきたということがありますので、それだけ終わりに当たって申し添えたいなと思います。また、PTAのほうで新たな事業をお願いしてきたときには、是非前向きに検討していただければということだけ、意見として伝えさせていただきます。

○矢口委員長 ほかにいかがでしょうか。

○田中委員 経緯と検証の結果ということでもう話は聞いているのですが、一応、市P連としてはミュージックフェスはもう予算がつかないと言われたので、諦めたというような話で聞いていまして、その次のステップに進もうと今してると思います。その中で今後の対応としまして、市としてはその財政的な支援以外というのが実際にどうなのかというところ。今はしていないのですが、市P連の役員をしていた時には先生たちに言うと、働き方改革でそこまで協力できませんと言われてしまう。結構そういう流れになってきてる中で、財政的な支援をしないで、働き方改革でPTA活動にも後押ししてもらえるのかなというところもあるのですが、その辺はどうなのでしょう。あとは、私の質問の時に違う案を出させていただいて、その時の補助金を申請されたときにはいかがですかと言った時に対して部長から出ますという答えを聞いているので、この今後の対応のところでは財政的な支援以外って書かれてしまうと、それもちょっと違うのかなというところがあるので、そこは検討していただきたいなというところでは。

○矢口委員長 財政的な支援以外に後押しを継続するという部分、実際にどういう後押しをしていくのかという質問でいいですか。

○田中副委員長 はい。

○矢内生涯学習課長 財政的な支援というのを明確に言うと、補助金という形になるのかと思いますが、補助金の交付が難しい状況で、かといって、この関係が切れるものではないので、学校もそうなんです、教育委員会としても何らかの支援というのは必要だと考えております。例えばになってしまうんですが、PTAのほうではこのミュージックフェスだけじゃなくて、いろいろな活動をされてまして、指導者研修会みたいなものを行っているので、あくまでも例えばの話なんです、そういったときには講師の方を呼んでいろいろな講演をやっていたりするので、そういった

講師の方の紹介ですとか、手配ですとか、そういったお手伝いはできるのかなと思いますし、また、人的な支援というかですね、マンパワー、何かの需要があったときには私達も協力するとか、そういったことも考えられるかと思います。新たな事業を検討している最中だと思いますので、今後につきましては、市としてどのような支援ができるのか。PTA連絡協議会とも話を設けながら進めてまいりたいと思っております。

○田中副委員長 確認ですが、そうすると、先生方以外にも教育委員会として皆さんが協力してくれるということなのでしょうか。

○矢内生涯学習課長 あくまでも要請があった場合や相談、話合いの中で、私達としてどういったことができるのかということも提供しながらにはなってしまうと思います。

○田中副委員長 最後に聞きますけど、やっぱり財政的な支援以外という項目は入れないとまずいですかね。

○矢内生涯学習課長 補助金につきましては、もうこういった結果になって、新たに事業展開を検討しているとのことで、そちらが補助に見合う事業であったり、行政としても支援していかなければならないという、そういった検証を行うことになると思うのですが、そうなったときには、補助金という形で新たに出すことはありえるかと思えます。しかし、現状といたしましては、そういった事業の提案というのがまだただけでない部分もありますので、こういった形で示させていただいてるところです。

○入野教育長 私から補足で説明をさせていただきます。財政的な支援以外でという表現がもしかしたら誤解を生じているのかなというふうに思いました。(1)に記載したのは本補助金を廃止ということで、ミュージックフェアに関する補助金を廃止することに至りましたので、まだミュージックフェアは存続するというふうな前提の下、この事業に対しては市P連が継続するならば、補助金以外での財政支援、補助金以外での支援ということをするほかないなという考え方の下です。先の一般質問にお答えをしたとおり、その他補助金要請をしていただければ、真摯にそちらの事業での財政的な支援につきましては、検討をしていくというお答えをしたつもりであります。それがお答えになるかなというふうに思っております。また、市P連に関する私どもの向合い方について、私の考え方を一言述べさせていただきます。歴史をたどりますと、この個別の事業の補助、財政的支援だけではなくて、運営費そのものに補助金を出した、そういった時代もございました。いろいろな事情で今こういった事情にありますけれども、その時と行政の考え方が大きく変わったわけではないという認識をしております。つまりは、課長も申し上げておりますけれども、市P連と市役所行政とは車の両輪ということで、それぞれ公的な事業目的をもって車のようにしてや

っていきましよう、その考え方は今後も変わらないというふうに私は思っております。こういった事情で補助金検討委員会の意見の中に限られた学校、そして、限られた受益者ということで、市民全体に還元してるとは言い切れないのではないかという問題点があったことを市P連のほうにも協議をしまして、何とかそういった問題提起をクリアできる方法はないかという相談をさせていただきましたが、なかなかそれがクリアできないということで、市P連のほうで、この事業については新たな事業を模索をしましよう、少し時間をいただきたいという事情でございました。私ども自身としては、市P連が新しい事業、もしかしたら、補助金申請もなさる見込みもあるのかなというふうに見て、少し待っている間も時間をもったいないので、来年度から、今、検討中でありましてけれども、例えば、市の事業と一緒に活動できるであるとか、その中で新しくまた一緒にできるということで補助金申請も認められるような、そういったことをよその自治体のお手本などを探しながら相談をしていきたいと、現在そのように考えておりますので、表記の仕方がこれに特化した表現であったことがちょっと誤解を生じたのかもしれませんが、私どもではそのように考えている次第でございます。

○**福田委員** 今のお話の教育長の関連ですけれども、こういう文化行事などいろいろな行事があるのですが、これは是非大切にしてもらいたいと思います。いろいろ経過がありますけれども、教育委員会、お金の助成の点でもいろいろなやり方があると思うのですが、私たちも文化協会や映画会など様々しておりますが、市の後援をいただくとか、市の施設を使わせていただくとか、いろいろな方法があると思います。そういう点で、この文化行事を分かっている人は分かっているのですが、あまり関係がない人はそのぐらいの補助金だと簡単に言うかもしれませんが、是非大切にしてもらって、是非みんなの総意で継続をしていただきたいと思います。

○**矢口委員長** 回答なしでよろしいですか。

○**福田委員** はい。

○**矢口委員長** ほかはよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○**矢口委員長** 以上で提出された資料の説明は、終了しました。そのほか何か執行部からございますか。

(「ございません」という声あり)

○**矢口委員長** それでは、こちらのほうからは1件、事前にお伝えはさせていただいたのですが、先日の文教厚生委員会の行政視察の件で少しお話をさせていただきたいと思います。先週、天理市の方に行政視察でお伺いしまして、天理市子育て応援相談センター「ほっとステーション」の説明をお伺いしてまいりました。土浦市でも取り

入れることはできないかという意見が私たち8人の委員の共通した意見でありました。そこで、今回お聞きしてきたことを少し委員の皆さんから執行部にお伝えして、今後の可能性を探っていければなというところでもあります。どなたか御説明をしていただけますか。私からしたほうがいいですか。なかなか口頭で伝えるところは難しいのですが、予習していただけましたでしょうか。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 感じたことをお伝えさせていただければと思います。学校の先生たちの負担の部分の中で、やはり、保護者対応の部分がとても時間と精神的な部分が大きいというのは共通認識だと思うのですが、その中での1つの解決策として、この天理市さんで取り組まれているホットステーションの事業がとてもいいのではないかなというところでありました。結局、各学校に臨床心理士やカウンセラー、それ以外にも加配の方もいらっしゃると思いますが、そういった方を市の1か所に集めてそこで対応する。対応するためには、まず保護者の皆様から、そこに連絡するというところを周知しないといけないわけですよ。結局、学校に電話がいったのでは何ら変わらない。その部分もかなり力を入れてやってらっしゃる。それを今年度4月から始めたということで、4月から始めて実際にどのぐらい保護者の方々がこちらに直接相談をされてるんだろうと、まず疑問に思うところなのですが、その件数が出てきました。相談件数が昨年末の時点で186家庭、386件が御相談されたと。その中で対応として、現場訪問、おそらく御家庭ですとか学校なのでしょうが、そちらに赴いて対応された件数が174件という、数字的にもかなり実績を上げていらっしゃる。件数の面です。一番印象的だったのは、やはり、こういった事業を目玉の事業ですけど、市長の肝いりの事業なんですね。なんと、市長は毎日このメールを見ているということ。その保護者とのやりとりのメールを市長から直接担当者に毎日のように連絡があるということなので、ここはもう市長のお考えだと思うのですが、いずれにせよ私たちが感じ取ったのは、こうしてやることによって学校の負担が減るばかりではなくて、人的な部分の効率が非常にいいのではないかなというところも感じました。もちろん私の説明の足りないところは、委員の皆様から補足と感じ取ったことを是非お伝えいただければと思います。

○吉田(千)委員 約20名体制でこの「ほっとステーション」、臨床心理士さん等々、また、定年退職された方、その方たち2名で今回は説明を受けたのですが、まだ事業としては1年目ということなんですね。その中ですごい心を砕いてできるという、学校にではなくて、直接ここにお電話をとということで、父兄のほうで何で学校に電話しちゃいけないんだっていう、そういうこともあるのだけれども、いろいろお話を聞きながら丁寧に対応することで、そうかという、そういう流れもあると。大事なのは、

子供真ん中社会とうたわれている。その中において、子供をいかにすくすくと安心、安全で、いろいろな多様性に富んでいるお子さんたちがいますので、その対応の専門的な知識というのもこの方々たちは常に前に進めているということ、そして、学校の先生に直接そういうことも伝えていく役目も果たしているという、そこがまたすばらしいなというふうに思いました。どんなことに苦勞されてますかと質問させていただいたところ、日々様々なことが起きるので大変苦勞していますが、その先生方、そこにいる20名の方が、例えば、学校の朝の声掛け、皆さんおはようございますと学校の先生がやってらっしゃるのですが、そういうところにも出向く。そうすると、心と心がつながるようなアプローチをしながら、このホットステーションで様々な対応をしてるといふところがすばらしいなというふうに感じましたし、時間は9時から5時まで対応ということで、それ以外は原則受け付けないという対応の仕方で行っているということも、その方々が時には何かあるかもしれませんが、そういう対応をしているということで、非常に先進的、そして、子供を真ん中にしながら、それぞれに関わる人たちが前向きにやっている良い事例だなと思っておりますので、見ていただきながら、本市としても様々な角度から検討していただければ有り難いと思つた次第でございます。

○**福田委員** 私もこれに参加してとっても良かったです。土浦でもポプラ広場、いろいろ努力されてます。吉田委員からお話がありましたが、臨床心理士や保育園の園長を経験した方がいるのです。それから、不登校や引きこもり、言ってみれば総合的に各学校ごとの相談ではなくて、ここのセンターに全てお任せするというシステムを作っています。これは市長さんの意思が相当強いと思うのですが、是非、教育委員会の関係者の皆さんにも見てきてもらいたいなと思つました。すぐ取り入れられることは取り入れてもらいたい。そういうふうに感じました。

○**根本委員** 私もここに参加して、今言われたように臨床心理士さんや保育士、元校長先生など、教育に関わつた方たちがいらっしゃって、とても感じたのは、その子供たちが問題を起こしたり、親御さんがクレームを言ってきたりの背景には、見てみただけでは分からないこと、お母さんたちにもいろいろな悩みがあったり、子供たちもそうなる理由があること。そういうことを専門家の方たちとみんなが協力し合つて、話し合いをしたり、じっくり話を聞く。根本的な見えないところを時間は掛かるかもしれませんが、丁寧に接しているところにとつても感銘を受けました。本当に簡単なことではないと思つますが、そういったことをしていくことで、子供たちが楽しく学校生活ができたり、お母さんたちも安心して預けられる。そういったことができるのではないかなと思つました。簡単なことではないと思つますが、そういったことを考えていただければ有り難いと思つました。

○勝田委員 いろいろ出たので、感じたことを一点だけ。専門チームが数をこなしますので、おっしゃっていたのは、自分たちもスキルアップしてるとおっしゃっていました。スキルアップをするということは、多分、相談をされる保護者の方にとっても解決が早いというか納得できる。解決をするのに多分役立つと思います。ですから、現場の負担軽減もありますが、これは一番だと思いますが、もう1つ。相談者から見ても納得ができる相談ができたなというふうに、スキルアップするというのそういうことだと思っています。相談者の意見は聞いていないのですが。つながると思いますので、是非検討いただくと有り難いと思いますし、予算もあるとは思いますが、是非、教育委員会の方も視察に行かれてはいかがでしょうか。

○鈴木委員 天理市は確かに立派だと思いました。ただ、土浦市が全然駄目かというところではなくて、体系化してるかどうかの違い。土浦もほぼ同じことはやっているとありますが、窓口を一本化したかどうかということが大きな違い。各学校ごとに対応してるから、現場のおそらく生徒指導の先生と教頭先生にその仕事が最終的には集中してしまっている。それが1つの学校ではなくて、市内全部の学校を一括して担当部署を作りました。なので、本市においても宍塚小学校の機能を強化して、そこにそれなりの人間を配置すれば、同じことをやろうとすれば、さほど手間隙が掛からないでできるのかなど。あと、各学校に配置している先生たちを1か所にまとめることによって、効率化が図れるというのが天理なのかなど。最前線で対応している先生たちの経歴、説明を受けながら、別に個人的に聞いたのですが、土浦でいえば、指導課長を経験し、校長先生を終えて退職された人たちが再任用の形で働いてる方が2人、1人は県教委出身で、1人は市出身のお2人がメインになっています。また、幼稚園の園長先生クラスの方がいたり、臨床心理士の方がいます。土浦でどうかというと、そういう問題になってきたときには、教育委員会の中よりはおそらく、こども未来に在る臨床心理の方に手を借りたりして、所属をまたがってしまうところが土浦で言えば欠点になるのか。利点になるのか分かりませんが。天理市と異なっているところです。それを1つの建物の中に集めて、相談窓口もそこに一本化して、学校現場の負担を軽減してるっというところを私たちは評価して帰ってきたのですが、まだ1年経ってないんです。1年、2年経過して、天理市がやっているとところの弊害も出てくる可能性もあります。スタートしたところで、市長が東大出て官僚出身で、いろいろなパイプを持ってる市長さんのようなので、自分でも直接一人一人の子供たちの情報をメールを通して見て確認作業を行ってるという、そういったところは確かにすばらしい。ただ、市長が代わったときどうなのか。例えば、和歌山図書館も見てきましたが、始めは武雄の図書館だったわけですよ。ただ、武雄で市長が代わった後の武雄というのは、まだ私たちは見ていません。素晴らしいということで、各行政が武雄市の図書館

を見に行きました。ただ、それを導入した市長がいなくなって、現在どういう状況なのかということを見に行ったらいいのですが、行政の組織だから、誰々がなくなったからできなくなったのでは駄目なんです。土浦なりの今あるものをうまく生かして、旧宍塚小学校などを拠点にして、そういうものを作り上げることができれば、そんなに今全然やっていないわけではないですから。今やっていることを少し工夫することによって、これは案外簡単にできるのではないかなという感想を持って私は帰ってきました。一番は見てくるのがいいのですが、ホームページにかなり詳しく書いてありますので、その辺から入っていただいて、研究していただければいいかなというのが私の感想です。

○田中副委員長 私も皆さんと同じ意見ですが、実際にクレーム対応のプロのグループができているという形です。学校1つ1つの対応ではなくて、そこが一括集中してやってくれてる。だから、一番いいのは電話番号を変えるのではなくて、学校に電話してその部署に転送できればいいのかなと思いました。やはり、親が学校、先生に何か言いたい。それを聞いてあげる人がいればいいのかなと。それが各学校ごとだと大変になってしまうので、その専門部署も土浦も作ればいいのかなと思っておりまして、御検討をお願いします。

○平岡委員 私もこれはすばらしい取組だなということは思いました。先だっても教育長から土浦市は学校支援のために二百七十数名、各学校に配置しているというお話をいただいて、本当にすばらしい取組を土浦市はずっと以前からやってらっしゃったんです。ただ、取組方が皆さんおっしゃったように、多分、学校単位での取組が主だったので、そこに派遣されたカウンセラーや加配の職員たちは結構きつかったんじゃないかなというふうに思います。なかなか教員同士でも相談できないということが現として実あります。そのような中から孤立してしまうという問題がありますので、せっかくたくさん予算を掛けて配置してくださっているのであれば、それを効率的に皆さんに働いていただくのにはどうしたらいいかとなったら、センターを作ること。先ほどから出てますように、天理市は人口6万で教職員の数が300だそうです。小学校が9校で、中学校4校で300だそうです。ですので、人数としては20人の職員の配置なのですが、土浦市ですとその倍以上ですから。40人まではいらないにしても30人ぐらいの職員は必要になってくるのかなと思います。今、各学校に加配してくださっている職員の1割の人数なので、この事業ができるのではないかと思います。このセンター方式にした利点という、臨床心理士さんやカウンセラー、スクールロイヤーも含めて、それぞれの事例を話し合うことで、先ほども勝田議員からありましたが、技術が非常に向上してくるというメリットがあります。多分、学校ごとには、とっても辛いんじゃないかなと。派遣されてる人たちもつらいのでは

ないかというのがありますので、できればセンター方式で情報交換をしながら、お互いの技術を磨いていくという形で、より良く学校に対応していけるのではないかと思います。保護者にとってみては我が子が一番です。世界中で自分の子供が一番ですから、何としても自分の子供に対しての対応、あるいはその自分に対しての対応が納得できなければ、夜中でも電話をかけてくるということがありますので、それで精神をやられてしまって退職してしまう教員もいますので、天理市のように9時から5時までというふうに時間設けて、その中できっちり対応し、しっかり親御さんにも向き合っていたかどうかということにより、子供の成長に大きく寄与していけるのではないかと思います。予算のことを言うと怒られてしまいますが、その二百七十数名を三十数名プラス補助員などそういう形で絞っていくと、予算的にもまた違うのではないかと思いましたし、何よりその学校に対して、それから、その支援で入っている皆さんに対しても、双方にメリットがあると思います。本当に実験的でもいいので、取り組んでみる価値はあるなということを思いました。センターとしてはポプラ広場を活用していただくということで、是非学校の現場のため、そして、支援で入っている皆さんのためにも一歩前に踏み出していただけると嬉しいなというふうに思いました。

○矢口委員長 委員全員からそれぞれお伝えさせていただいたところですが、執行部から何かありますか。この件に関して。

○加藤教育部長 貴重な御意見ありがとうございました。こども未来部の話も出たので、その辺も含めて現状をお話しさせていただきます。こども未来部ができた時に、まずは子供の総合相談ということで、窓口一本化ということで、保健センターの保健師を子供の部署に入れたというのは、このほっとステーションと同じように、専門職が速やかにワンストップで相談ができる窓口をとということでした。今はこども家庭センターということで、こども未来部にあります。そこには保健師や、社会福祉士、家庭児童相談員という専門職を入れています。こども家庭庁ができて、それが妊娠前から就学前の子供ということなので、18歳以上も子供という取扱で、こども家庭庁は話をしていますが、包括的に相談を受けるという状況になってます。また、土浦では教育委員会のほうに現状、学校の校長先生や教務主任の先生が何か問題が起きたときには5時過ぎや、6時、朝は7時半など、そういった形で相談を受け、校長、教頭だけではなく指導課の職員である指導主事や指導課長が行って、共に対応策を考えながら対応しているという現状があり、それは個々の学校で対応しているのは現状でございます。多様な問題が相談が多く、時には法律的なこと、医学的なことも相談しなくてはいけないので、それについては弁護士や医者、精神科の先生にも相談をしながら対応しているというのが今の現状でございます。国ではやはり、そういう様々で多様な相談のために専門職として配置し、問題解決をするための制度を作りましょうとい

うことで、令和7年度予算にモデル事業として学校の校長先生のOBを雇って相談を受けるという体制も国でも考えている状況です。なので、本市でもそういうことをしていかなければならない現状にあるということは重々分かっています、今は教育委員会内でも指導課を中心に検討しているところでございます。

○入野教育長 私からも端的に述べさせていただきたいと思います。各委員から御要望といいますか、御提言をいただいたというということで認識をしております。天理市の対応の状況につきましては、従前大きく報道されたような記憶がございます。その際に指導課とも相談して、しっかりこういった事情については天理市だけではなくて全国、土浦市は元より皆同じ状況なので、この成果をしっかりと、あるいはもしかしたら課題もあるかもしれない。始まったばかりだと。しっかりリサーチをなささいという指示をしました。各委員は実地で調査をなされたというお話を聞いて、更に事情がよく分かったわけですが、指導課の職員も課長を中心に検討をしているところでございます。いろいろな情報がまだ私のところにも上がってきておりますが、更に先ほどお話があったように、実地に視察に行くことも含めて検討を進めていきたいと思っております。先ほど吉田委員からも平岡委員からもございました。今現在は二百七十数名の外部人材をそれぞれ入れておりますが、成果も上がれば課題もなかなかうまくいかないというのも実情でございます。どうしたらいいかなというふうにいろいろ考えておったところで、こういった情報があることも含めて、実はこのお話を御提言をいただく前に、まだ予算折衝中でありますので、向き合う体制を新たに構築を検討しているところでございます。保護者の方々のニーズに速やかに対応できるような、時間が掛からないような、そういった御要望、御意見、個人的な悩み、そういったことにワンストップで対応できるようなことは、これまでの学校の体制では対応しきれないのかなということは痛感をしているところでございます。是非こういった施設の成果も含めて私どももしっかりと取り組み、近いうちに体制を構築し、皆様方から御意見を頂戴したいとそのように思っているところでございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○矢口委員長 私たちが感じてこうして欲しいという思いと執行部の皆様方の向いている方向は一緒だったなっていうことで、今日お話をさせていただいて良かったと思います。

○鈴木委員 すぐにできそうなことかなと思うことが1点あります。天理市のホームページを開いてもらえば分かりますが、トップページの5段目ぐらいに「ホットステーション」と大きく出てくるんです。相談専用窓口は土浦市にもあるから、こういう大きい広告を1つ、市のホームページに目立つようにただけで大分違うと思います。土浦でも同じようなことはできているはずですが、こういう窓口が表示されていれば、

学校現場に直接よりもそちらにかけるかもしれない。ただ、先生たちの体質として自分たちの学校に最初に来てくれないでほかに行かれると嫌だという感覚が現場の先生たちが持っていた場合は検討をしないといけないので、指導課を交えていろいろ相談をして欲しいと思いますが、天理のホームページを見たら、すぐにここは子供たちの悩み相談などに行政が一番に取り組んでいるということがすぐに分かるホームページになっています。

○矢口委員長 それ以外に委員の皆さんから何かございますか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 それでは、以上で教育委員会は終了いたします。暫時休憩します。

(午前11時休憩)

(午前11時7分再開)

○矢口委員長 再開いたします。つづきまして、保健福祉部の案件について、協議を行います。資料は保健福祉部をお願いいたします。早速、議案関係に入ります。まず令和6年度土浦市一般会計補正予算(第6回)(案)(令和6年度土浦市住民税非課税世帯に対する給付金事業)について、執行部より説明説明願います。

○坂本社会福祉課長 資料の①をお願いいたします。住民税非課税世帯に対する給付金事業になります。1の補正理由としまして、今回補正の給付事業は、令和6年度において世帯全員が住民税非課税の世帯に対しまして1世帯当たり3万円を給付するものと、その世帯にいる18歳以下の子供1人当たり2万円を支給する事業の事業費と事務費の増額補正をお願いするものでございます。事業概要としまして申請受付期間が2月下旬から5月31日まで、対象世帯数は非課税世帯の3万円支給が1万8,000世帯、子供への2万円支給が2,000人を予定しております。補助率は、国庫補助の10分の10となります。補正予算額が歳入としまして6億717万6,000円、歳出が歳入と同額となっております。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、委員の皆様から御質問等ございますか。

○勝田委員 この非課税世帯というのは、生活保護世帯も対象になりますか。

○坂本社会福祉課長 保護世帯も対象となります。

○勝田委員 その支給によって生活保護の給付金が減額されるということはありませんか。それはないでしょうか。

○坂本社会福祉課長 この場合は減額されません。

○矢口委員長 ほかにいかがでしょうか。

○鈴木委員 歳入のほうで、介護給付費準備基金の繰入れで、今回補正を行っていますが、この基金繰入れをした後の基金はどのくらい残っているのでしょうか。あと何年くらい持つのかという心配の上での質問です。

○刈山高齢福祉課長 介護保険の取崩しの現在の残高でございますが、5億8,300万ほどございます。今回歳入で見えております繰入金につきましては、今回は介護保険につきましては翌年度精算ということがございまして、この地域支援事業につきましては本来であれば、国のルール分としまして、国の負担が20%、プラス調整交付金の部分と、県が12.5%、市の持出しは12.5%、その他は64歳までの2号被保険者が27%、残りが65歳以上の保険料という計算になります。ただ、この時期が今回1月ということでございまして、国のほうで変更の交付申請というのが今年度はございまして、当初申請の金額がこの後3月議会で補正させていただくのですが、そのまま決定額。そして、翌年度の毎年9月にさせていただいているのですが、そこできちんと精算をしまして、そのルール分の割合に応じて地域支援事業分を入れて、その時に基金の繰入れが多かった場合は戻すというような形でやってございます。今年度の計画につきましては、3年間で3億を取り崩すというような第9次の計画を立ててございます。残りとしましては、今は5億8,000万ですので、その計画を立てた段階では6億ぐらいございましたので、3億程度は残していくという形で考えております。

○鈴木委員 そうすると、今後この逆のケースで、基金を使わないで済むような年度は想定はできないですね。介護保険の現状を見たときに。

○刈山高齢福祉課長 基金につきましては、以前は確かに積む方ばかりだったのですが、近年は取崩しも行っております。今後につきましては、基金の取崩しをしないで済むということになりますと、保険料を上げていくという形になってまいります。また、国の考え方も基金については、ある程度残さないと急に必要なときに使えませんので、それを見込んだ以外については、現況の3年間の保険料のほうに、皆さんに還元していきなさいという指導もございますので、何億程度かは今のところはっきり分かりませんが、一定額を残しつつ計画の中で基金を繰り入れる計画をして、保険料を下げっていく、押さえるというようなことをやっていかなければならないと考えております。

○矢口委員長 ほかにいかがですか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第3回)(案)(地域支援事業費)について、執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 資料2をお願いいたします。令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第3回)(案)について、地域支援事業費でございます。1番の補正の理由につきましては、要支援認定者等が利用できる介護予防・日常生活支援総合支援

事業のサービスについて、利用者の自己負担額を除いた部分は介護保険から給付することになりますが、近年の要支援認定者等の増に伴う給付費の増加により、令和7年3月以降予算不足が生じる見込みであるため、増額補正をお願いするものでございます。2番の事業概要につきましては、地域支援事業費の項目で支出しているもので、3つの事業に分かれてございます。表の左から介護予防・生活支援サービス事業、こちらにつきましては、要支援認定者が介護予防・日常生活支援総合事業を利用した際の介護保険からの給付でございます。真ん中にあります介護予防・ケアマネジメント事業は、要支援認定者が介護予防・日常生活支援総合事業を利用するための計画策定、いわゆるケアマネが作っておりますマネジメント計画に対する介護保険からの給付でございます。左側の申請審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会に委託している介護報酬の審査に掛かる手数料で、表の一番下がそれぞれの補正予算額でございます。3番の補正予算額につきましては、歳入歳出同額の2,998万円でございます。歳入につきましては、鈴木委員から御質問がありましたように、今回はルール分ではなく、いわゆる介護給付費準備基金繰入金により一旦補填をさせていただきます。翌年度精算ということになりますので、翌年度には先ほどのルール分ということで国の負担、県の負担、市の負担、64歳の2号被保険者分のところの65歳以上の保険料という形で精算をさせていただきますので、よろしく願いいたします。歳出につきましては、3款地域支援事業費の介護予防・生活サービス事業、介護予防ケアマネジメント審査支払手数料で記載のとおりでございます。

○矢口委員長 それでは、質問ございますか。

○福田委員 県の方からは繰入金といいますか、そういう方法はあるのでしょうか。

○刈山高齢福祉課長 県の持出しということですが、通常ルール分としましては、12.5%が県の持ち分になります。繰返しになりますが、国は20%、それに調整交付金が入りますので、大体23%ぐらいは入ってくるような形になります。県が12.5%で、市が12.5%、残りの部分が40から64歳までの方の2号被保険者の保険料分、こちらが27%、残りを65歳以上の保険料分、これは23%になりますが、調整交付金の関係で若干23%よりも多くなるというようなこととなります。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。その他に入ります。補助金の廃止検討を提言された事業の対応(土浦市医師会附属准看護学院運営費補助金)について、執行部より説明願います。

○佐藤健康増進課長 資料の3番をお願いいたします。本市ではこれまで、准看護師

を養成する土浦市医師会附属准看護学院の運営に対し補助金を交付してきましたが、今年度実施されました土浦市補助金等検討委員会からの廃止検討の提言を受け、検討した結果、今年度をもって当補助金を廃止することといたしましたので、御説明いたします。1番、事業の概要ですが、補助金の事業名称は土浦市医師会附属准看護学院補助金、補助額は40万円になります。2番の事業の検証結果につきましては、3行目からになりますが、准看護師制度は昭和26年に当時の看護師不足を補うために開始されたものです。制度設立後70年以上が経過いたしまして、現在の養成状況は全国的にも准看護師ではなく、看護師としての養成する数が9割を占め、当学院の入学人数も定員割れなどの減少傾向にあると聞いております。特定の機関への補助金であることや、直近3年間の卒業生の当市医療機関等への就業率がおよそ2割程度であるなどの状況にあります。以上の理由から令和6年度末をもちまして、本補助金を廃止といたします。廃止の旨につきましては、医師会事務局の方へお伝えしてございまして、来月2月に開催されます医師会理事会におきまして医師の先生方への御説明をいただくこととなっております。

○矢口委員長 ただ今の説明に関しまして質問等ございますか。

○勝田委員 検証結果を拝見しますと、今、看護師さんが増えてきて、学院の入学人数も定員割れの現状ということになると、本来運営がかなり厳しいのかなというふうに推察をいたします。先方の運営状況がもし厳しいのであれば、市からの補助も削ると更に厳しくなるのではないかなというふうに推察しますが、その辺りの目的を果たしたということはどういったことなのでしょう。廃止理由の中に特定の医療機関の補助金であるということ及び設立当初からの目的は果たしましたよということで御説明されていると思いますが、この目的を果たしたというところをもう少し詳しく教えてください。

○佐藤健康増進課長 目的を果たしたというところですが、先ほども准看護師制度の点で大分昔と比べまして、医療現場での准看護師の資格を持った方の需要というのが大きく減っているという状況などから考えまして、補助金自体の目的がもう既に終了しているという内容になっています。補助金検討委員会の委員の方からもそういった御意見をいただいているところです。

○勝田委員 私は准看護学校側からの御意見を聞いてないので、何とも言えないのですが、意義がある事業として今まで行っていますし、今もやっていらっしゃるわけでしょうから、その医療現場の実際の声が私は分からないので、どちらかという役割を果たしつつあるものなのかどうかも分かりません。今の段階では、なぜかという、そちらの現場の声を聞いていないからです。しかし、市が判断されたということは、そういったこともあるのかなとは推察はするのですが、是非先方様のほうにも御理解

いただけるようにお伝えいただいとすることを一言だけ言わせていただきます。

○矢口委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。それでは、そのほか何か執行部からございますか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 委員の皆様からはございますか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、以上で保健福祉部は終了します。

(執行部入替え)

○矢口委員長 つづきまして、こども未来部の案件について、協議を行います。資料は、こども未来部をお願いします。早速、その他に入ります。霞ヶ岡保育所に係る民間活力導入事業の進捗状況について、執行部より説明願います。

○中川こども政策課長 霞ヶ岡保育所に係る民間活力導入事業の進捗状況について、御説明させていただきます。霞ヶ岡保育所の移管先である祥風会による新園舎整備の進捗状況につきましては、26日に保護者会が開催されますことから、事前に皆様にはお電話での御説明となりましたが、改めてこの場で御説明させていただきたいと思っております。これまでの入札の経緯を簡単に御説明いたしますと、昨年7月11日に1回目の入札が実施されましたが、入札者なしのため不調となりました。これを受けまして再入札に当たり、設計等を見直した上で、改めて入札を実施したいという祥風会からの申出がありましたので、協議の上、遅くとも令和7年7月には新園舎を完成することといたしております。その後、2回目の入札を10月31日に設計の一部を変更するなど条件を変更し、入札を行いました。その時には1社の入札がありましたが、金額が折り合わず落札できませんでした。さらに、11月21日に再入札を実施しましたが、こちらは応札者がありませんでした。その後、国が定める社会福祉法人における入札計契約等の取扱により、再入札でも落札者がいない場合は、予定価格内での随意契約に切り替えることができるとなっておりますことから、ここで建設業者に直接声を掛けましたが、契約には至っておりませんでした。これを受けまして、市と祥風会で協議を行った結果、資料の2番の今後の計画にありますように、今回の工事に係る補助金は令和6年度の国庫補助金の決定を受けておりましたので、これを取り下げまして、改めて7年度の国庫補助金を申請することとし、県に対して協議申請書を提出したところでございます。この間、祥風会は改めて設計や設定金額を見直しまして、2月に入札公告を出しまして、3月20日頃に入札を行う予定となっております。契約日につきましては、4月当初の国の補助金が内示が出た後になります。保育事業につきましては、4月1日に予定どおりに移管できるように現在進めております。1月から3月にかけて、霞ヶ岡保育所にて祥風会の保育所による引継ぎ保育を実施し

ております。また、保育所の名称につきましても、千鳥ヶ丘保育園ということで決定しております。資料の3番になります。新園舎完成までの対応となりますが、既存園舎を有償で貸し付ける予定となっております。契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの年単位1年間となります。また、既存園舎の貸付けに伴いまして、市が当保育所を新設した際に、国から受けた補助金の一部を返還することとなっているため、この相当額を祥風会から市に支払っていただくこととなっております。最後に、先日実施されました祥風会による保護者説明会での様子を少しお話しさせていただきたいと思っております。飛羽ノ園を会場に、現在、霞ヶ岡保育所に登園していて4月以降もこの新しい千鳥ヶ丘保育園を希望している保護者の21組31名が出席しておりました。現在、園児の申込人数は、59名だそうです。祥風会から説明の内容は、新園舎建設が遅れていることの謝罪と今後のスケジュール、それから、保育園とクラスの名称、職員配置状況、各種料金など、保育所事業に係る決定事項を説明しておりました。その後、保護者からの質問を受けておりました、保護者からの質問については、新園舎は園舎の設計変更により安全面の確認が取れているのか。それから、大きく変更した部分はどのようなところなのかというような質問が出ておりました。また、保育面での質問では、加配の保育士について、料金について追加になるものがあるのか。それから、保護者会が現在ありますが、それが継続するのかどうかというような保育に対しての詳細な質問が出ておりました。最後に、今後も霞ヶ岡保育所、それから、保育課と調整しながら4月の開園まで準備をしていきたいという旨の説明がございました。市としましても新園舎建設や事業運営移管につきましても、祥風会に対しまして予定どおりに進行するよう働きかけをしてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○矢口委員長 ただ今の件について、質問等ございますか。

○鈴木委員 いくつかあるのですが、まず、祥風会に決まったのはプロポで決まりましたよね。そうすると、プロポで決まった時の契約の条件で、日程的なスケジュールがずれてしまっている部分は大丈夫なのかということを確認したいです。

○中川こども政策課長 最初に提示していただいた計画書というのは、4月に新園舎を建てますというようなスケジュールを出していただいております。ただ、こちらの協定書の中には、移管に関する申合せ事項というところがありまして、施設整備においても事業計画書及びプレゼンテーションの時の提案内容に基づいて、利用者の視点に立った整備を努めることという条項がございます。そのスケジュールが遅れている今の状況、もちろん祥風会が入札が取れてないというところがありますが、これが何もしていない、何も状況を進めていないというわけではなく、あくまでも入札が取れるように金額設定を直したり、価格が祥風会が予定している金額に折り合うように設

計を変更したり、何度も入札を行っているという状況から、すぐにこちらが協定書の計画どおりではないということではないと考えております。

○鈴木委員 プロポで落札できなかった業者が何社かあると思いますが、その業者から役所にクレーム等は入ってないですか。

○中川こども政策課長 今のところはそういった問合せ等はありません。

○鈴木委員 いずれにしても、早く千鳥ヶ丘保育園が開園していただくことが大事なので、工期の問題、人手不足、資材の高騰などがあって不調でしたが、なるべくこの2月、3月で業者を決めていただいて、ここにある予定がもう最後だと思います。これ以上ずらされてしまうと、本当にプロポをしたところ、選んだところの根幹が崩れてしまうので、なるべくもうこれが最後だよぐらいのつもりでやっていただきたいということを祥風会さんのほうにはお伝えいただいて、なるべくこのスケジュールでまとめて欲しいということをお願いいたします。

○中川こども政策課長 祥風会にはなるべく7年度内に卒園するお子さんが1日でも多く新しい園舎で過ごせることができるようにということをお願いをしております。先ほども少しお話をさせていただきましたが、7年度の補助金申請となりましたことで、4月からの契約、着工ということになりますので、それまでに十分、価格や設計を見直していただいて、必ず予定どおりに入札があるようにということをお願いをしておりますが、再度、何度となくお願いして進めていけるようにしていきたいと思っております。

○田中副委員長 今度で3回目ということですが、1回目、2回目をやって、1回目はどこもいなかったと。2回目でどれぐらい金額で下がったかっていう。1回目と2回目、また、今回3回目で金額は変えずに大きさを変えているのか。金額を上げているのかということを知りたいのですが。3回目も駄目だとは本当にできないと思うので、市のほうからも指示しているのか。元々プロポーザルで取った時に予定額みたいなものも記載があったと思いますが、それと折り合っていないのかということをお教えください。

○中川こども政策課長 おっしゃるとおり、プロポで最初に出していただいた予定価格がありまして、そちらから第1回目の入札を出していただいていると思います。最初に出していただいたプロポの時期からもう1年以上経っているものですから、価格高騰の中収まらなかったというのが事実だと思います。その後、少し設計を変更して見直していた時に、その上昇分をあまり見ないで入札をかけていたのが第2回目だったようです。それはあり得ないだろうというお話もさせていただいて、この御時世でそのままの金額で設計を変更したまま行くということが、もうその設計変更をしている期間でも1.5倍、2倍と上がってしまうので、設計を見直すだけではなく、予定

価格も2倍、3倍ぐらいに上げるつもりでいかないと次は入らないのではないかという話は祥風会、設計会社にも直接こちらに来ていただきましたので、その話はお話をさせていただいて、次はないということもお話をさせていただいております。

○矢口委員長 ほかにはいかがですか。

(「ごさいません」という声あり)

○矢口委員長 本当に保護者の方々、入園を希望されてるお子さん方に大きく関わってくることなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。つづいて、資料がもう1つあります。

○野中保育課長 議案では出していなかったのですが、資料の②-1をお願ひいたします。認可外保育施設「オレンジ保育室」への改善勧告の発出につきまして、御報告させていただきます。市内の認可外保育施設「オレンジ保育室」につきましては、施設に対する指導、監督基準を満たしているかの立入調査を行い、多くの改善事項があり、報告書の提出を求めておりましたが、再三改善指導を行ったにもかかわらず、一向に改善する意思が見られないため、市では令和6年12月23日付けで改善勧告を発出しております。1番の対象施設ですが、オレンジ保育室、所在は土浦市の大手町5番23号になります。本市では、児童福祉法第59条、第1項の規定により認可外保育施設に対する報告の徴収及び立入調査等を、法59条、第3項の規定により改善勧告までを茨城県より権限の委譲を受けてございます。2番の本市のこれまでの指導経過ですが、令和6年6月20日の午後8時から県の子ども未来課と市による合同の立入調査を行っております。令和6年7月29日に立入検査による施設指導実施結果報告書を送付しまして、令和6年8月23日までに指導事項に対する是正改善状況報告書の提出を求めております。令和6年10月4日の午後8時から、報告書がまだ未提出だったため、茨城県と合同で事前連絡なしの合同訪問を行っております。令和6年10月31日の午後8時過ぎになりますが、報告書が未提出のため、事前連絡なしの市単独になりますが、訪問を行っております。令和6年の12月13日、こちらは午後8時30分過ぎになりますが、報告書が未提出だったため、市単独で事前連絡なしの訪問を行いまして、その時になりますが、無資格者の女性職員1名で未就学児3名を見ていたということで基準違反がありまして、3番の改善の発出についてになりますが、12月13日の立入調査の結果、無資格者の女性職員1名で未就学児3名を見ており、指導監督基準を満たしておらず、改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善の見通しがなかったため、法第59条、第3項及び実施要項第5条、第2項の規定によりまして、令和6年12月23日付けで回答期限は令和7年1月23日までということで改善勧告を発出しております。改善勧告の内容につきましては、こちらの2ページを御覧いただければと思ひます。内容のほうでは5点ありまして、1

点目は保育に従事する者の数及び資格で、主たる開所時間である11時間に対して保育士、看護師の人数が定まっています。また、保育に従事する者のおおむね3分の1以上は保育士又は看護師の資格を有するものであることという基準を、無資格者1名で未就学児3名を保育している日があったということで、基準を満たしていませんでした。2点目は安全計画を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。また、職員に対し安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施することとありますが、安全計画自体は策定しておりません。3点目は利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し契約内容を記載した書面等を交付すること。こちらのほうも書面等の交付はされていない状況でございました。4点目は職員に対する帳簿等の整備がされていないので、早急に整備すること。労働者名簿、賃金台帳、資格証明書の提出を求めましたが、まだ提出がされていない状況でございました。最後に5点目ですが、保育している児童の状況を明らかにする帳簿等が整備されていないので、早急に整備すること。こちらにも児童票、利用記録等の提出を求めましたが、提出の方がなく確認できませんでした。1ページにまた戻っていただきまして、4番の今後についてになりますが、報告期限までに改善報告書が提出されなかったため、茨城県が法第59条、第4項の規定によりまして令和7年1月24日に説明をホームページ等で公表してございます。こちらの公表の内容につきましては、別添資料になりますが、②-2になります。こちらは、先日メールで御報告させていただいております。こちらの県の公表を受けまして、別添資料の②-3になりますが、こちらの新聞記事を掲載させていただいております。こちらは4社が記事を出しております。今後につきましては、オレンジ保育室の管理者に弁明の機会が与えられますが、改善が図られない場合は、法第59条、第5項の規定により茨城県社会福祉審議会の意見を聴いて、事業の停止又は施設の閉鎖を命令されることになりますが、昨日の午後4時半過ぎに施設長が来まして、ある程度提出されてない資料をお持ちいただいております。現在、資料の漏れがあるかどうかということで内容を精査しておりまして、こちらにつきましては茨城県と情報共有をしようと思っております。弁明の機会や施設の閉鎖等につきましては、今、茨城県と協議している状況でございます。ただ、子供の安全が一番大切ですので、現在、施設に対して保育に従事する者の数及び資格の基準を満たしていない時間体につきましては、児童を受け入れないように強く指導してございます。

○矢口委員長 ただ今の説明ですが、委員の皆さんから御質問、御意見をいただく前に説明いただきたいのが、認可外保育施設に対する県と市の役割、資料の1番のところで触れられていますが、もう少し具体的にお話いただければと思います。

○野中保育課長 認可外保育施設につきましては、こちらは都道府県の事務でござい

まして、まず県のほうで届出を受けまして、それから事業開始になります。市としましては、立入調査や、文書指導、文書指導などに従わない場合には、改善勧告までが市のほうで実施する事業になります。その後の行政処分や、施設名の公表、施設の事業停止、施設の閉鎖等は県の業務になります。

○矢口委員長 委員の皆様から質問等いただきたいと思います。

○平岡委員 今、このオレンジ保育室には何人ぐらいのお子さんが預けられているのでしょうか。また、もしこれが閉所になってしまったときには、そのお子さんたちはどうすればいいのかなという。その点について、お願いします。

○野中保育課長 書類の提出を求めておりまして、その子供の状況等も確認したいのですが、まだ提出等がなかったために、なかなかチェックはできておりません。いる職員に聞きますと、大体常時5人ぐらいの未就学児の方がいらっしゃるということで、年齢になりますが、大体1歳以上だというお話はお聞きしております。今回提出していただいた資料の詳細を確認しているのですが、そこで突き合わせをしながら、人数、有資格者がいるのかも確認中でございます。あと、もしこちらのほうが事業の停止、施設の閉鎖などになった場合になりますが、もう1つ「まほろば」という施設がありまして、そちらのほうで預かることができるのかというのがありますが、その施設もオレンジ保育室が大分料金を低くしていたために、かなり苦しい状況になっております。

○矢口委員長 ほかにはいかがですか。

○鈴木委員 この経営者の方は、御自分では保育士の免許等は持っていないのですか。

○野中保育課長 確認しましたが、持っておりません。

○鈴木委員 そうすると、未就学児が預かってもらってる時間帯は深夜なんですか。

○野中保育課長 大体こちらの施設になりますが、午後8時から翌日の朝の4時までが預かり時間になってございます。

○福田委員 この保育所は、ほかにも事業をやっているのですか。

○野中保育課長 ここだけでございます。

○矢口委員長 ほかにはいかがですか。お話の中にあつた「まほろば」さん以外に、深夜に受け入れてくれるところはないということでしたよね。

○野中保育課長 そのほかにも「ひよこクラブ」というところがあつたのですが、実際、利用定員がかなり少なくなっておりまして、そちらのほうは廃止届を昨年に出しております。現在残っているのは、「まほろば」のみでございます。「まほろば」と「オレンジ保育室」のみです。

○鈴木委員 料金がほかよりも安いということでしたが、どのぐらいの料金なんですか。

○野中保育課長 それも確認しようと思ひまして、書類などを出してくださいということを再三伝えておりましたが、出してくれないものもありまして、その料金がかかり安いというのは「まほろば」の経営者の方に話を聞きましたが、料金は確認できませんでした。

○勝田委員 オレンジに対する質問ではないのですが、土浦という町は実際の状況からすると、夜にお勤めの方がいらっしゃいます。そういった方には市内の方もいれば、市外の方もいらっしゃると思います。そういった方々のお子さんをお預かりするに当たって、公的な補助とかそういった制度はあるのですか。

○野中保育課長 北海道にはそういった補助を出している自治体がありまして、条例等を制定している状況です。うちのほうとしましては、24時間預かるような施設があったので、そちらの方ほうにお願いした経緯もあるのですが、そういった施設も減ってきていますので、その辺はまた検討する必要があると考えております。

○勝田委員 本件とずれてしまうかもしれませんが、お困りの方に手を差し伸べて、子供は特に以前困った事態もありましたので、そういうことがないように、行政としてもし温かい手を差し伸べられれば。是非、御検討いただければと思います。意見です。

○矢口委員長 ほかはいかがですか。

○田中副委員長 方向性として、オレンジ保育室はそのまま改善してやっていけるのか。それとも、廃園になってしまうのか。どのような状況なのでしょう。

○野中保育課長 今回、うちのほうで一番改善勧告を出させていただいたのは、無資格者の単独で未就学児を預かっていたということです。こちらのほうを県でも重要視しておりまして、今回提出していただいた書類で確認はしておりますが、勤務の状況を県と協議してるのですが、そちらを確認して、資格者がいて確実に、安全に子供を預かることができれば継続ということもあると思います。実際につくば市のほうなのですが、改善勧告を出されて、その後現場の立入検査を行った時に、きちんと職員がそろっているということで、そのまま継続したことはございます。

○矢口委員長 ほかはいかがですか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 社会でどうしても必要な部分でもあるでしょうから、引き続き御指導をよろしくお願いいたします。委員の皆様からほかの件でございますか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 それでは、以上で文教厚生委員会を閉会いたします。